

令和 6 年第 1 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	令和 6 年度市政執行の基本方針等について	P 5
2	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 15
3	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 15
4	さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	P 16
5	さくら市手数料条例の一部改正について	P 16
6	さくら市立保育園条例の一部改正について	P 17
7	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P 17
8	さくら市介護保険条例の一部改正について	P 17
9	さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 18
10	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	P 18
11	さくら市水道事業給水条例の一部改正について	P 19
12	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	P 19
13	さくら市債権管理に関する条例の制定について	P 19
14	さくら市保育園運営審議会条例の廃止について	P 20
15	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算(第 11 号)	P 20
16	令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 21
17	令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)	P 22
18	令和 5 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	P 23

番号	項 目 名	ページ
19	令和5年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第4号）	P 23
20	令和6年度さくら市一般会計予算	P 24
21	令和6年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 27
22	令和6年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 28
23	令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 28
24	令和6年度さくら市介護保険特別会計予算	P 29
25	令和6年度さくら市水道事業会計予算	P 29
26	令和6年度さくら市下水道事業会計予算	P 30
27	財産の処分について	P 31
28	市道路線の認定について	P 32
29	鷺宿辺地、下河戸南辺地及び南和田辺地に係る総合整備計画の変更について	P 32
30	さくら市監査委員の選任同意について	P 32
31	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 33
32	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 33
33	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	P 34
34	人権擁護委員候補者の推薦について	P 34
35	議案説明資料 参照法令等	P 35
36	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 38
37	さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39

番号	項 目 名	ページ
38	さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 43
39	さくら市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 44
40	さくら市立保育園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 58
41	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 59
42	さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 60
43	さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文	P 62
44	さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 66
45	さくら市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 67
46	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 68

令和 6 年第 1 回さくら市議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の説明に先立ち、令和 6 年の市政経営に関する所信を申し述べます。

令和 6 年元日夕刻、能登半島地震の知らせに列島全体が揺れる事態となりました。震災の犠牲となられた多くの方々に哀悼の意を捧げますと共に、被災され、困難な日々を強いられている皆様方に心よりお見舞いを申し上げ、1 日も早い復旧復興を祈念いたします。

発災直後からプッシュ型支援が開始されました。全国の市長有志間のネットワークが活発に機能して、自ら被災しながら被害甚大な近隣自治体のために奔走する首長達による情報が次々と寄せられ、陣頭指揮をとる馳浩知事からの指示も直接届きました。そこで、本市では、仕事始めと同時に支援物資の提供を決定し、翌日には指定された現地にいち早く送り届けることができました。支援体制を整えながら、いつ何時やってくるかもしれない災害への備えを強化していきたいと考えております。

さて、昨年には、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行し、再開された行事等で賑わいが戻り、日々の行動制限がなくなりました。道の駅きつれがわにつきましても、令和 4 年

度の純売上高が 8 億円だったのに対し、令和 5 年度は 9 億円を超える見込みであります。

そこで本年は、まず「動」、活発に動くことを旨に、調査研究や意見交換、政策実現のために必要な行動を積極的に行なってまいります。そして「繋」、施策実行において複数の部局に跨る場合や、市民や民間団体との協働が発生する場合等においては、特に情報共有と相互理解を以て行動してまいります。

それでは、令和 6 年の市政経営について申し上げます。市税収入におきましては、令和 4 年度決算額が対前年度決算比 3.4% 増という好成績を収めたところではありますが、国際的課題に起因する物価高騰や未だに改善しない円安等の影響も鑑みた場合、引き続き、厳しい状況となることを覚悟しております。困難な状況下での市政経営となりますが、市民サービスの低下を招くことのないよう、本市が目指す将来像、さくら市での「暮らしが楽しめる健康・里山・桜の小都市^ま^ち」の実現に向けて、質実主義のもと様々な手法を駆使して前向きに取り組んでまいります。

ここからは、令和6年に取り組んでまいります重点事項について申し上げます。

はじめに「物価高騰を克服する地域経済活性化策」であります。

現在も実施している物価高騰対策の事業者向け支援に加え、新商品開発、販路拡大等の支援、商店の回遊性の向上に資するソフト事業の展開、商店街の運営に関する直接的支援、空き店舗対策の強化等、様々な手法で商店の売上げ増、地域経済の活性化策の実行を図ってまいります。

農業者向けの支援としては、資材等の価格高騰対策の支援を継続するとともに、農産物の売上を向上するため、園芸作物の作付面積拡大、担い手による効率的な営農の支援等、あらゆる施策の実行に努めます。新給食センターの稼働に向けましては地元農産物活用を促進させるための取組を開始します。

2つ目は「安心な暮らしのために」であります。

気候変動により気象災害が激化・頻発化しており、防災力の強化は喫緊の課題です。いのちと暮らしを守る、災害に強い小都市^ま^ちを目指して、さくら市国土強靱化地域計画に基づく、国、

県と連携したハード事業と「さくら市地域防災計画」を基にしたソフト事業について、高齢者や障がい者など多様な視点を踏まえながら取組を推進します。

県では令和5年に松川・大沼川・冷子川の流域における浸水想定区域の追加公表があり、令和6年には菅の沢川・西江川・岩川について公表される予定と伺っているところですが、本市におきましては新たに市独自に河川監視の強化を図ることをはじめ、土砂災害警戒区域における点検・調査を実行します。市民の防災意識、地域防災力の向上のために、自主防災組織の設立や防災教育を引き続き推進すると共に、避難所の機能強化や備蓄品の見直しを行い、災害時に一人の市民も逃げ遅れることのない防災減災対策を推進してまいります。

3つ目は「暮らしを楽しめるまちづくりの推進」であります。

市誕生以降、氏家地区は約4千人もの人口が増加しています。一方、旧市街地は減退傾向も見られるため、新たに全市で取り組むテーマとして「中心街の機能強化」を掲げ、歴史ある中心街の活性化に取り組んでまいります。

まず、氏家駅周辺につきましては、令和5年までに再整備に係る基本構想の策定・全市民を対象にしたシンポジウムの開催まで実施することができましたが、令和6年度は、基本構想をより具体化した基本計画の完成を目指します。

喜連川地区の市街地におきましては、栃木銀行跡地等の活用・整備方針を定めて機能強化の取組を進め、蒲須坂駅前におきましては道路等を含む公共施設の改善を念頭に、望ましい将来像の実現に向けた取組を開始いたします。

空き店舗対策では、特に中心街における強化を図ってまいります。またアートを街にちりばめる等、芸術文化を取り入れた街づくりに配慮してまいります。

そして重要事項である公共交通「移動手段の進化」については、市が運行する乗合タクシーに対し、新型車両、AIを活用したデジタル運行システムの導入等、積極的改善を実行してまいります。

また「桜と花に彩られた小都市づくり」として、市全体を桜・花・緑で彩るための施策を統括的に進捗するため、早乙女桜並木の植栽開始をはじめとする桜の植栽や花の植え付けを実施し

ながら、「さくら市緑の基本計画（仮称）」を策定し、推進してまいります。

4つ目は「さくら市の子ども達のために」であります。

本市は、年少人口比率が県内で最も高い自治体であることから、子ども達のための施策に更に注力してまいります。

学校教育においては、新給食センターの建設工事を開始いたします。市立小中学校8校分として1日当たり4,000食の給食を提供する機能を有する大規模施設です。「身土不二」、四里四方の物を食すというコンセプトの下、子ども達の健康に資する地産地消の美味しい給食の提供に努めてまいります。供用開始は令和7年9月を予定しています。

市立小中学校体育施設への空調設備導入については、現在、氏家中学校から開始していますが、全校について可能な限り早期に進めてまいります。

利用率の大幅な増加傾向が見られる放課後児童クラブの充実につきましては、現在喜連川地区で増設中ですが、より狭隘になっている南小地区におきましては、放課後児童クラブ施設の増設と共に児童センターの開設を図ります。

また、県内最大の公立保育園であるあおぞら保育園の民営化を実行いたします。

そして、子育て支援策の更なる強化として、第二子以降の保育料無償化、産後ケアの利用料無償化等に新たに取り組んでまいります。

更に、令和5年に国にこども家庭庁が設置されたことを受け、4月に「こども家庭センター」を設置いたします。このセンターは、現在のこども政策課・健康増進課の業務の一部を移管・集約する組織で、全ての妊産婦・子育て世帯・子ども本人に対し、一体的に相談・支援を行うことを目的とします。これまでも包括的な子育て支援の実施に努めてまいりましたが、本センターの設置により、それら支援の更なる充実を図ってまいります。

5つ目は「カーボンニュートラルの推進」であります。

地球規模でのカーボンニュートラルの実現、それに向けた脱炭素化の取組は現下最大の課題の一つであります。その実現に資する再生可能エネルギーの主力として太陽光発電の導入が全国的に拡大しております。本市におきましても、景観保全と太

陽光発電の推進を両立するため、令和5年に公布した「さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例」に合わせ、現在策定中の「さくら市気候変動対策推進計画」の運用を開始し、ゼロカーボンに向けた取組を進めて参ります。

6つ目は「行政区重視の市政」であります。

地域の結びつきが希薄になり易い流れの中、素晴らしい姿を示して下さった体育祭のように、何より地域を大事にすべきと考えます。自助・共助・公助のうち「共助」の機能が低下することは、社会の大きな課題だと考えております。その解決のカギとなる存在が行政区だと考えることから、その活動を支援するため、行政区負担の防犯灯電気料の全額補助、生活道路の整備等を継続して進め、新年からは更に地域環境の向上・活動の充実に利する建設的な要望・提言をいただけた場合の優先的な予算確保等に留意して、行政区活動への支援の充実を図ります。

7つ目は「市制20周年」であります。

平成17年3月28日に発足したさくら市は、令和7年3月28日に市制20周年を迎えます。

この20年の間には、リーマン・ショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック等、社会全体を脅かす様々な危機に襲われましたが、多くの人々の結束のもと、それらを乗り越え、市制を継続することができました。その事実には深い感謝を示し、更なる未来に繋げるため、令和7年3月に記念式典を開催いたします。また、令和7年1月から12月までを「市制20周年」を祝う期間とし、様々な記念行事を展開して参りたいと考えております。更に本市の魅力的な将来に資する記念事業の実施を図ってまいります。

8つ目は「増収のための施策の展開」であります。

ふるさと納税につきましては、総務省により制度の厳格化が図られましたが、変革期の一時需要もあって、個人からの寄附総額の増収が続いております。令和4年度の寄附総額は3億円でしたが、令和5年度は、12月の時点で5億円を超えました。それでも今後の展開には一層の注力が必要となることから、取組の強化を図ってまいります。今後は更に、個人ではなく法人を対象にした「企業版ふるさと納税」の展開を図ってまいりま

す。また、ネーミングライツ等、増収に繋がる取組を積極的に検討し、更なる財源の確保に取り組んでまいります。

9つ目は「移住の促進」であります。

人口減少対策は、現下最大の政策課題のひとつであります。そのため、移住の促進について、これまでの取組を強化するとともに、本年は新たに、農業に特化した移住促進の政策パッケージを確立してまいります。新規就農を希望する方の移住を実現するため、移住支援金制度や農業研修制度等の国・県の制度の活用をはじめ、就農支援や機械・設備等、農業部門の助成制度に、居住環境等あらゆる分野における実現可能な手法を含めて取り組んでまいります。

また、移住促進に資する空き家対策、空き店舗対策について積極的な施策を実行してまいります。

以上、令和6年の主な取組について申し上げます。これらの施策の他にも様々な政策施策の実行を通じて、あらゆる世代の市民が「暮らしを楽しめる」小都市づくりを推進していく決意でございます。

結びに、議員各位をはじめ、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭の所信といたします。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 13 件、予算 12 件及びその他の議案等 8 件であります。

議案第 1 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市保育園運営審議会条例の廃止に伴う保育園運営審議会委員の規定の削除及びさくら市子ども・子育て会議条例における子ども・子育て会議委員の報酬の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給の規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市手数料条例の一部改正についてであります。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行の規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市立保育園条例の一部改正についてであります。

本案は、あおぞら保育園の民営化に伴い、その設置規定を削除するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、インターネットを利用した公衆の閲覧に供する規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険法第 129 条第 3 項の規定に基づき、第 9 期高齢者総合保健福祉計画の計画期間である令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分による町名等の変更に伴い、施設等の位置や区域を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市営住宅管理条例の一部改正についてであります。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、入居者資格に係る引用条項を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本案は、水道法の一部改正に伴う、水道整備・管理行政の移管により、引用法令等を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、消防団員の定数、階級及び報酬の額を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号は、さくら市債権管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平性を確保し、及び円滑な財政運営に資することを目的として、条例を制定するものであります。

議案第 13 号は、さくら市保育園運営審議会条例の廃止についてであります。

本案は、さくら市子ども・子育て会議と統合するため、条例を廃止するものであります。

議案第 14 号は、令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 11 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3 億 4,124 万 8 千円を追加し、予算の総額を 243 億 1,966 万 1 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、11 款地方交付税で、普通交付税 1 億 1,081 万 9 千円、15 款国庫支出金で、学校施設環境改善交付金 7,176 万 1 千円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 6 億 816 万 4 千円、減債基金繰入金 4 億 1,016 万 2 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、5 款農林水産業費で、市の堀用水改修事業費 2,294 万 5 千円、農業用ため池防災減災対策事業費 2,000 万円、6 款商工費で、中小企業振興資金融資事業費 465 万円、7 款土木費で、急傾斜地崩壊対策事業費 800 万円、区画整理事業

特別会計繰出金 2,155 万 8 千円、9 款教育費で、小学校施設補修整備事業費 298 万 1 千円、中学校施設長寿命化改良事業費 3 億 8,400 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、住民情報関連システム管理事業ほか 23 件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、さくら市上松山児童センター指定管理業務委託ほか 2 件を追加するものであります。

第 4 表地方債の補正は、農業用ため池防災減災対策事業債ほか 1 件を追加、保育施設整備事業債ほか 12 件の限度額を変更するものであります。

議案第 15 号は、令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台土地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 286 万 7 千円を減額し、予算の総額を 3 億 4,930 万 7 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、2 款財産収入で、保留地処分収入 1,865 万 7 千円を減額、3 款繰入金で、一般会計繰入金 2,155 万 8 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、1 款土地区画整理事業費で、区画整理事務費 98 万 5 千円、上阿久津台地土地区画整理事業費 210 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

議案第 16 号は、令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 5,950 万 9 千円を追加し、予算の総額を 41 億 8,415 万 2 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、8 款繰入金で、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）581 万 5 千円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）181 万 8 千円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 6,720 万 4 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 8,582 万 1 千円、一般被保険者高額療養費 1,408 万 7 千円、7 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 3,858 万 7 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 17 号は、令和 5 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 741 万 7 千円を追加し、予算の総額を 5 億 1,244 万 8 千円とするものであります。

歳入では、4 款繰越金で、前年度繰越金 741 万 7 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、4 款諸支出金で、他会計繰出金 741 万 7 千円を追加し計上いたしました。

議案第 18 号は、令和 5 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 6,500 万 9 千円を追加し、予算の総額を 39 億 4,612 万円とするものであります。

歳入では、9 款繰越金で、前年度繰越金 6,500 万 9 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、5 款基金積立金で、基金積立金 6,500 万 9 千円を追加し計上いたしました。

議案第 19 号は、令和 6 年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました令和 6 年度一般会計予算は、前年度当初予算額 207 億 9 千万円に対しまして、4.4%増の 217 億円と決めました。

まず、第 1 表歳入各款の主な概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、コロナ禍における社会情勢からの回復傾向を考慮し、市税全体として前年度比 1 億 5,435 万円増の 66 億 3,918 万 5 千円を計上いたしました。

2 款地方譲与税及び 3 款から 10 款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、14 億 9,435 万 6 千円を計上いたしました。

11 款地方交付税につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、対前年度比 20 万円減の 30 億 8,030 万円を計上いたしました。

15 款国庫支出金は、28 億 8,274 万 5 千円で、主なものは、児童手当、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、地方創生道整備交付金など土木費補助金であります。

16 款県支出金は、15 億 942 万 7 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、多面的機能

支払交付金など農業費補助金であります。

17 款財産収入は、6,053 万 4 千円で、主なものは、財産貸付収入であります。

18 款寄附金につきましては、増収達成に向けてあらゆる方策を講じてまいりますので、対前年度比 3 億円増の 6 億 7 千円を計上いたしました。

19 款繰入金は、16 億 36 万 7 千円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金などあります。

20 款繰越金では、4 億円を、21 款諸収入では、15 億 9,384 万円を計上いたしました。

22 款市債は、15 億 5,610 万円で、主なものは、臨時財政対策債、小学校 6 校屋内運動場空調設備設置事業債などあります。

次に歳出で、1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する経費として、1 億 8,299 万 3 千円を計上いたしました。

2 款総務費は、24 億 5,869 万 2 千円で、その主なものは、ふるさとづくり寄附事業費、公共交通計画再構築事業、情報処理費、市税の賦課徴収事務費などあります。

3 款民生費は、71 億 9,312 万 8 千円で、その主なものは、介護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険

特別会計や介護保険特別会計への繰出金、生活保護者扶助事業費、施設型給付・地域型給付等事業費、放課後児童クラブ施設整備事業費などであります。

4 款衛生費は、14 億 1,172 万 1 千円で、その主なものは、各種がん検診事業費、喜連川保健センター管理事業費、妊娠・出産包括支援事業費、清掃費各種負担金、脱炭素化普及促進事業費などあります。

5 款農林水産業費は、5 億 8,841 万 4 千円で、その主なものは、農産物売上向上対策総合支援事業費、農道等整備補修事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交流ターミナル施設維持管理事業費などあります。

6 款商工費は、18 億 3,056 万 7 千円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、企業誘致推進事業費、観光協会振興事業費、温泉施設維持管理事業費などあります。

7 款土木費は、24 億 2,725 万円で、その主なものは、道路維持補修事業費、道路改良事業費、下水道事業会計負担金、上阿久津台地土地区画整理事業特別会計への繰出金、桜の郷づくり事業費、公園等整備事業費などあります。

8 款消防費は、7 億 7,950 万 3 千円で、その主なものは、消防

団運営事業費、塩谷広域行政組合消防費負担金などであります。

9 款教育費は、30 億 5,473 万 2 千円で、その主なものは、非常勤講師活用事業費、小学校施設補修整備事業費、中学校施設補修整備事業費、給食センター建設事業費などあります。

10 款災害復旧費では、300 万円を、11 款公債費では、17 億 5,000 万円を、12 款予備費では、2 千万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、第 3 次総合計画策定支援業務委託ほか 5 件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第 3 表地方債は、臨時財政対策債ほか 23 件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 6 年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 20 号は、令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台土地地区画整理事業特別会計予算であります。

令和 6 年度予算の総額は、2 億 4,733 万 4 千円と決めました。

歳入の主なものは、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金

2億2,779万2千円を、歳出の主なものは、1款土地区画整理事業費で、8,848万8千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第21号は、令和6年度さくら市国民健康保険特別会計予算であります。

令和6年度予算の総額は、39億9,599万9千円と決めました。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税で、7億3,800万6千円、5款県支出金で、29億7,443万4千円、8款繰入金で、2億5,444万円を、歳出の主なものは、2款保険給付費で、28億8,001万1千円、3款国民健康保険事業費納付金で、9億9,570万9千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第22号は、令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和6年度予算の総額は、6億1,685万2千円と決めました。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料で、4億6,743万6千円、3款繰入金で、一般会計からの繰入金1億3,094万

6千円を、歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、5億8,587万3千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第23号は、令和6年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

令和6年度予算の総額は、39億322万円と決めました。

歳入の主なものは、1款保険料で、8億5,985万2千円、3款国庫支出金で、8億8,560万8千円、4款支払基金交付金で、10億1,378万円、8款繰入金で、一般会計からの繰入金など6億783万6千円を、歳出の主なものは、2款保険給付費で、36億6,897万3千円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、令和6年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第24号は、令和6年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第2条に定める業務を執行するため、予算

第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款水道事業収益予定額を 9 億 2,399 万円、支出第 1 款水道事業費用予定額を 8 億 9,802 万 4 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 2 億 4,680 万 4 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 8 億 4,323 万 7 千円と決めました。

予算第 5 条債務負担行為は、押上浄水場配水ポンプ及びテレメーター盤更新の期間、限度額を定めるものであります。

予算第 6 条企業債は、上水道拡張事業工事費及び上水道改良事業工事費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 6 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 25 号は、令和 6 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算

第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款下水道事業収益予定額を 9 億 7,629 万 1 千円、支出第 1 款下水道事業費用予定額を 9 億 7,205 万 3 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 8 億 8,718 万 1 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 11 億 6,183 万円と決めました。

予算第 5 条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 6 年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

議案第 26 号は、財産の処分についてであります。

令和 6 年 4 月 1 日に民営化を予定しているさくら市立あおぞら保育園について、園舎等の建物を無償で譲渡するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 27 号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、開発行為によって設置された開発道路及び、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業地内の位置指定道路を市道に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号は、^{わしじゅくへんち}鷺宿辺地、^{しもこうとみなみへんち}下河戸南辺地及び^{みなみわだへんち}南和田辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道・橋梁整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号は、さくら市監査委員の選任同意についてであります。

本案は、現委員の江連敏夫氏えづれとしおが令和6年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏をさくら市監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第30号から議案第31号は、さくら市教育委員会委員の任命同意についてであります。

議案第30号は、現委員の森島仁氏もりしまひとしが令和6年3月31日をもって辞職するため、新たに船生正興氏ふにゅうまさおきを任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第31号は、現委員の中村浩之氏なかむらひろしが令和6年5月23日をもって任期満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員、小堀^{こぼり} 義明^{よしあき}氏が令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（監査委員の設置及び定数）

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる

（選任及び兼職禁止）

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～6 略

◎ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

◎ **辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）（抄）**

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2～7 略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ **地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）**

（任命）

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3・4 略

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

◎ **人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）（抄）**

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨 時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年さくら市条例第44号)(1/1)

改 正 案			現 行		
別表(第2条、第4条関係)			別表(第2条、第4条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
子ども・子育て 会議委員	日額5,500円		保育園運営審 議会委員	年額6,000円	
略	略		子ども・子育て 会議委員	年額6,000円	
			略	略	

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号） (1/3)

改 正 案	現 行
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項 _____ において同じ。）の定めの場合が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p>第14条の2 <u>給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。 _____</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び</u><u>期末手当</u> _____ をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬<u>及び</u><u>期末手当</u> _____ をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項<u>及び</u>第24条第2項において同じ。）の定めの場合が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。<u>以下この</u></p>

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分)は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年さくら市条例第15号) (2/3)

改 正 案	現 行
<p>_____)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>第14条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第24条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、給与条例第17条の4第3項中</u></p>	<p><u>条において同じ。)</u>について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p>3 <u>6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p>

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号） (3/3)

改 正 案	現 行
<p><u>「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>第14条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。</u></p>	

さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（附則第2項関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうちの、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業した職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうちの、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業した職員（地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>

さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (令和5年さくら市条例第28号)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173の4条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号__に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改 正 案	現 行																									
<p>(郵送料の納付)</p> <p>第 5 条 <u>戸籍・除籍の謄本、抄本、証明書その他の書類</u> について送付を求めるときは、その手数料のほかに郵送料を納付しなければならない。</p> <p><u>(過料)</u></p> <p>第 7 条 <u>詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)</u> 以下の過料に処する。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第 8 条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>(郵送料の納付)</p> <p>第 5 条 <u>戸籍・除籍の記録事項証明書、除籍の謄本若しくは抄本又はその他の証明書等</u> について送付を求めるときは、その手数料のほかに郵送料を納付しなければならない。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第 7 条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><u>(過料)</u></p> <p>第 8 条 <u>詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)</u> 以下の過料に処する。</p>																									
別表 (第 2 条関係)	別表 (第 2 条関係)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号) 第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄</u></td> <td><u>1 通につき</u></td> <td><u>450 円</u></td> <td><u>交付のとき</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	徴収の時期	備考	(1) <u>戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号) 第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄</u>	<u>1 通につき</u>	<u>450 円</u>	<u>交付のとき</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>戸籍の記録事項証明手数料 (全部・個人・一部) 戸籍謄本・戸籍抄本</u></td> <td><u>1 通につき</u></td> <td><u>450 円</u></td> <td><u>交付のとき</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>除籍の謄本若しくは抄本又は除籍の記録事項</u></td> <td><u>1 通につき</u></td> <td><u>750 円</u></td> <td><u>交付のとき</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	徴収の時期	備考	(1) <u>戸籍の記録事項証明手数料 (全部・個人・一部) 戸籍謄本・戸籍抄本</u>	<u>1 通につき</u>	<u>450 円</u>	<u>交付のとき</u>		(2) <u>除籍の謄本若しくは抄本又は除籍の記録事項</u>	<u>1 通につき</u>	<u>750 円</u>	<u>交付のとき</u>	
種類	単位	金額	徴収の時期	備考																						
(1) <u>戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号) 第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄</u>	<u>1 通につき</u>	<u>450 円</u>	<u>交付のとき</u>																							
種類	単位	金額	徴収の時期	備考																						
(1) <u>戸籍の記録事項証明手数料 (全部・個人・一部) 戸籍謄本・戸籍抄本</u>	<u>1 通につき</u>	<u>450 円</u>	<u>交付のとき</u>																							
(2) <u>除籍の謄本若しくは抄本又は除籍の記録事項</u>	<u>1 通につき</u>	<u>750 円</u>	<u>交付のとき</u>																							

改 正 案				現 行			
<p>本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</p>				証明手数料(全部・個人・一部)			
				(3) 戸籍に記録した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	350 円	交付のとき
				(4) 除籍に記録した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	450 円	交付のとき
(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350 円	交付のとき				
				(5) 届出若しくは申請の受理又は届出その他の書類の記載事項証明書の交付手数料	1 通につき	350 円。ただし、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書は、1,400 円とす	交付のとき

改 正 案				現 行				
<p>(3) <u>戸籍</u> <u>法第120条の3</u> <u>第2項の規定に基づく</u> <u>戸籍電子証明書</u> <u>書提供用識別符号の発行</u> <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により</u> <u>同法第6条第1項に規定する</u> <u>電子情報処理組織を</u> <u>使用す</u></p>	<p><u>戸籍電子証明書</u> <u>提供用識別符号</u> <u>1件につき</u></p>	<p><u>400円</u></p>	<p><u>交付の</u> <u>とき</u></p>			る。		
				(6) <u>届出</u> <u>その他</u> <u>の書類</u> <u>の閲覧</u> <u>手数料</u>	<u>書類1</u> <u>件につ</u> <u>き</u>	<u>350円</u>	<u>申請の</u> <u>とき</u>	
				(7) 略	略	略	略	
				(8) 略	略	略	略	
				(9) 略	略	略	略	
				(10) 略	略	略	略	
				(11) 略	略	略	略	
				(12) 略	略	略	略	
				(13) 略	略	略	略	
				(14) 略	略	略	略	
				(15) 略	略	略	略	
				(16) 略	略	略	略	
				(17) 略	略	略	略	略
				(18) 略	略	略	略	略
				(19) 略	略	略	略	
				(20) 略	略	略	略	
				(21) 略	略	略	略	
				(22) 略	略	略	略	
				(23) 略	略	略	略	
				(24) 略	略	略	略	
				(25) 略	略	略	略	
				(26) 略	略	略	略	
				(27) 略	略	略	略	
				(28) 略	略	略	略	
				(29) 略	略	略	略	
				(30) 略	略	略	略	
				(31) 略	略	略	略	
				(32) 略	略	略	略	
				(33) 略	略	略	略	
				(34) 略	略	略	略	
				(35) 略	略	略	略	

改 正 案					現 行				
る方法 (総務 省令で 定める ものに 限る。以 下この 号及び 第 6 号 におい て 同 じ。)に より戸 籍電子 証明書 提供用 識別符 号の発 行を行 う場合 (当該 発行に 係る戸 籍電子 証明書 の請求 が同条 第 1 項 の規定 により 同項に 規定す る電子 情報処 理組織 を使用					(36) 略	略	略	略	
					(37) 略	略	略	略	
					(38) 略	略	略	略	
					(39) 略	略	略	略	
					(40) 略	略	略	略	
					(41) 略	略	略	略	
					(42) 略	略	略	略	
					(43) 略	略	略	略	
					(44) 略	略	略	略	
					(45) 略	略	略	略	
					(46) 略	略	略	略	
					(47) 略	略	略	略	
					(48) 略	略	略	略	
					(49) 略	略	略	略	略
					(50) 略	略	略	略	
					(51) 略	略	略	略	略
					(52) 略	略	略	略	
					(53) 略	略	略	略	
					(54) 略	略	略	略	
					(55) 略	略	略	略	
					(56) 略	略	略	略	略
					(57) 略	略	略	略	
					(58) 略	略	略	略	
					(59) 略	略	略	略	
					(60) 略	略	略	略	
					(61) 略	略	略	略	
					(62) 略	略	略	略	
					(63) 略	略	略	略	略
				(64) 略	略	略	略	略	
				(65) 略	略	略	略		
				(66) 略	略	略	略		
				(67) 略	略	略	略		

改	正	案	案	案		現	行
<p>する方 法によ り行わ れた場 合に限 る。)に おける 当該発 行及び 戸籍電 子証明 書提供 用識別 符号の 発行に 係る戸 籍電子 証明書 の請求 を行う 者が同 時に当 該戸籍 電子証 明書が 証明す る事項 と同一 の事項 を証明 する戸 籍の謄 本若し くは抄 本又は 戸籍証</p>							

改 正 案					現 行
<u>明書の請求を行う場合における当該発行を除く。</u>					
(4) <u>戸籍法第 12 条の 2</u> <u>において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法</u>	<u>1 通につき</u>	<u>750 円</u>	<u>交付のとき</u>		

改 正 案					現 行
第 120 条 第 1 項、第 120条の 2第1項 若しく は 第 126条の 規定に 基づく 除籍証 明書の 交付					
(5) 戸籍 法第12 条の2 におい て準用 する同 法第10 条第1 項若し くは第 10条の 2第1項 から第5 項まで の規定 又は同 法第126 条の規 定に基 づく除 かれた 戸籍に 記載し	証明事 項1件 につき	450円	交付の とき		

改 正 案				現 行
た事項 に 関 す る 証 明 書 の 交 付				
(6) 戸籍 法 第 120条の 3第2項 の規定 に基 づく除籍 電子証 明書提 供用識 別符号 の発行 (情報 通信技 術を活 用した 行政の 推進等 に關 する法 律第7 条第1 項の規 定によ り同法 第6条 第1項 に規定 する電 子情報 処理組 織を	除籍電 子証明 書提供 用識別 符号1 件につ き	700 円	交付の とき	

改	正	案	案	案		現	行
<p>使用する 方法 により 除籍電 子証明 書提供 用識別 符号の 発行を 行う場 合(当該 発行に 係る除 籍電子 証明書 の請求 が同項 の規定 により 同項に 規定す る電子 情報処 理組織 を使用 する方 法によ り行わ れた場 合に限 る。)に おける 当該発 行及び 除籍電 子証明</p>							

改 正 案					現 行
書提供 用識別 符号の 発行に 係る除 籍電子 証明書 の請求 を行う 者が同 時に当 該除籍 電子証 明書が 証明す る事項 と同一 の事項 を証明 する除 かれた 戸籍の 謄本若 しくは 抄本又 は除籍 証明書 の請求 を行う 場合に おける 当該発 行を除 く。)					
(7) 戸籍 法第48	1通に つき	350円。 ただ	交付の とき		

改 正 案				現 行
<p>条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長</p>		<p>し、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書は、1,400円とする。</p>		

改 正 案				現 行
<p><u>の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u></p>				
<p>(8) <u>戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく</u></p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき</p>	<p>350円</p>	<p>申請のとき</p>	

改 正 案					現 行
く届書 等情報 の内容 を表示 したも のを閱 覧に供 する事 務					
(9) 略	略	略	略		
(10) 略	略	略	略		
(11) 略	略	略	略		
(12) 略	略	略	略		
(13) 略	略	略	略		
(14) 略	略	略	略		
(15) 略	略	略	略		
(16) 略	略	略	略		
(17) 略	略	略	略		
(18) 略	略	略	略		
(19) 略	略	略	略	略	
(20) 略	略	略	略	略	
(21) 略	略	略	略		
(22) 略	略	略	略		
(23) 略	略	略	略		
(24) 略	略	略	略		
(25) 略	略	略	略		
(26) 略	略	略	略		
(27) 略	略	略	略		
(28) 略	略	略	略		
(29) 略	略	略	略		
(30) 略	略	略	略		
(31) 略	略	略	略		
(32) 略	略	略	略		
(33) 略	略	略	略		
(34) 略	略	略	略		

改 正 案					現 行
(35) 略	略	略	略		
(36) 略	略	略	略		
(37) 略	略	略	略		
(38) 略	略	略	略		
(39) 略	略	略	略		
(40) 略	略	略	略		
(41) 略	略	略	略		
(42) 略	略	略	略		
(43) 略	略	略	略		
(44) 略	略	略	略		
(45) 略	略	略	略		
(46) 略	略	略	略		
(47) 略	略	略	略		
(48) 略	略	略	略		
(49) 略	略	略	略		
(50) 略	略	略	略		
(51) 略	略	略	略	略	
(52) 略	略	略	略		
(53) 略	略	略	略	略	
(54) 略	略	略	略		
(55) 略	略	略	略		
(56) 略	略	略	略		
(57) 略	略	略	略		
(58) 略	略	略	略	略	
(59) 略	略	略	略		
(60) 略	略	略	略		
(61) 略	略	略	略		
(62) 略	略	略	略		
(63) 略	略	略	略		
(64) 略	略	略	略		
(65) 略	略	略	略	略	
(66) 略	略	略	略	略	
(67) 略	略	略	略		
(68) 略	略	略	略		
(69) 略	略	略	略		

改 正 案		現 行	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置
さくら市立たいよ う保育園	さくら市松山 796 番地 1	<u>さくら市立あおぞ ら保育園</u>	<u>さくら市草川 42 番地</u>
略	略	さくら市立たいよ う保育園	さくら市松山 796 番地 1
		略	略

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。) 第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>30,030 円</u></p> <p>(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>45,210 円</u></p> <p>(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>45,540 円</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p><u>(10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 125,400 円</u></p> <p><u>(11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 138,600 円</u></p> <p><u>(12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 151,800 円</u></p> <p><u>(13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 158,400 円</u></p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,810 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,810 円</u>」とあるのは、「<u>32,010 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>18,810 円</u>」とあるのは、「<u>45,210 円</u>」と読み替え</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。) 第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>33,000 円</u></p> <p>(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>49,500 円</u></p> <p>(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>49,500 円</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,800 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,800 円</u>」とあるのは、「<u>33,000 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>19,800 円</u>」とあるのは、「<u>46,200 円</u>」と読み替え</p>

改 正 案	現 行
<p>るものとする。</p> <p>(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前 3 項の規定により算定された当該年度における保険料の額に <u>10 円未滿の端数が生じる</u>場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>るものとする。</p> <p>(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前 3 項の規定により算定された当該年度における保険料の額に <u>100 円未滿の端数が生ずる</u>場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市営住宅管理条例 (平成 17 年さくら市条例第 160 号) (第 1 条関係)

(1/1)

改 正 案		現 行	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
さくら市営上阿久津住宅	<u>さくら市きぬの里</u>	さくら市営上阿久津住宅	<u>さくら市上阿久津</u>
略	略	略	略

さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年さくら市条例第164号)(第2条関係)(1/2)

改 正 案				現 行			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
略	<u>上阿久津</u> ____、氏家、 草川、大中、 向河原、富 野岡、氏家 新田、櫻野、 馬場、押上、 長久保、蒲 須坂、松島、 箱森新田、 松山新田、 狭間田、松 山、上野、 柿木澤、柿 木澤新田、 鍛冶ヶ澤、 北草川一丁 目、北草川 二丁目、卯 の里一丁 目、卯の里 二丁目、卯 の里三丁 目、卯の里 四丁目、卯 の里五丁 目、 <u>きぬの</u> <u>里一丁目、</u> <u>きぬの里二</u> <u>丁目、きぬ</u> <u>の里三丁</u> <u>目、きぬの</u>	略	略	<u>上阿久津の</u> 一部、氏家、 草川、大中、 向河原、富 野岡、氏家 新田、櫻野、 馬場、押上、 長久保、蒲 須坂、松島、 箱森新田、 松山新田、 狭間田、松 山、上野、 柿木澤、柿 木澤新田、 鍛冶ヶ澤、 北草川一丁 目、北草川 二丁目、卯 の里一丁 目、卯の里 二丁目、卯 の里三丁 目、卯の里 四丁目、卯 の里五丁 目_____	略	略	

さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年さくら市条例第164号)(第2条関係)(2/2)

改 正 案				現 行			
	<p><u>里四丁目、</u> <u>きぬの里五</u> 丁目、葛城 の一部、喜 連川の一 部、鷺宿の 一部、小入 の一部、早 乙女の一 部、上河戸 の一部、下 河戸の一 部、南和田 の一部、金 枝の一部、 鹿子畑の一 部、穂積の 一部及び宇 都宮市芦沼 町の一部</p>				<p>_____</p> <p>_____</p> <p>____、葛城 の一部、喜 連川の一 部、鷺宿の 一部、小入 の一部、早 乙女の一 部、上河戸 の一部、下 河戸の一 部、南和田 の一部、金 枝の一部、 鹿子畑の一 部、穂積の 一部及び宇 都宮市芦沼 町の一部</p>		

さくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市学童保育施設設置条例(平成23年さくら市条例第11号)(第3条関係)

(1/1)

改 正 案	現 行								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童保育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南小学童保育センター</td> <td style="text-align: center;"><u>さくら市きぬの里一丁目19番地3</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南小学童保育センター	<u>さくら市きぬの里一丁目19番地3</u>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童保育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南小学童保育センター</td> <td style="text-align: center;"><u>さくら市上阿久津1774番地4</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南小学童保育センター	<u>さくら市上阿久津1774番地4</u>
名称	位置								
南小学童保育センター	<u>さくら市きぬの里一丁目19番地3</u>								
名称	位置								
南小学童保育センター	<u>さくら市上阿久津1774番地4</u>								

改 正 案	現 行
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の一時保護、配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の一時保護、配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の<u>婦人保護施設</u> _____ における保護又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項 _____ _____（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において _____ 準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕 (水道法 (昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。) 第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 34 条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕 (水道法 (昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。) 第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 34 条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 170 号） (1/1)

改 正 案	現 行																		
<p>(定員)</p> <p>第 2 条 団員の定員は、<u>430 人</u>とし、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 一般消防団員 <u>346 人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表第 1（第 12 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階級等</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>本部団員</u></td> <td><u>年額 100,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	階級等	報酬の額	略	略	<u>本部団員</u>	<u>年額 100,000 円</u>	略	略	<p>(定員)</p> <p>第 2 条 団員の定員は、<u>次に掲げる</u> _____ とおりと</p> <p>する。</p> <p>(1) 一般消防団員 <u>435 人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表第 1（第 12 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階級等</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>本部次長</u></td> <td><u>年額 110,000 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>本部部員</u></td> <td><u>年額 100,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	階級等	報酬の額	略	略	<u>本部次長</u>	<u>年額 110,000 円</u>	<u>本部部員</u>	<u>年額 100,000 円</u>	略	略
階級等	報酬の額																		
略	略																		
<u>本部団員</u>	<u>年額 100,000 円</u>																		
略	略																		
階級等	報酬の額																		
略	略																		
<u>本部次長</u>	<u>年額 110,000 円</u>																		
<u>本部部員</u>	<u>年額 100,000 円</u>																		
略	略																		